

## 特別支援教育のいま

平成19年の学校教育法の一部改正に伴い、「特別支援教育の転換期」を迎え、障害のある子ども達に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するために教育を行うことが明記されました。また、特別な学びの場だけでなく、通常の学校や学級における発達障害を含む児童生徒への支援の必要性についても提唱されました。その後、改正障害者基本法の施行や、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進、障害者差別解消法等の法令による整備が行われてきました。障害者権利条約の理念を踏まえ、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導や、必要な支援を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備も行われてきました。

### 京都府立高等学校の特別支援教育の展開

京都府教育委員会においては、「京都府教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年4月1日）」が定められ、合理的配慮の基本的な考え方とともに学校での具体的な配慮内容等が示されています。北部の分校等では、少人数での学習や特別な教育的ニーズへの対応、将来の社会生活に向けた充実したインターンシップを以前より推奨してきました。また平成27年4月に「京都フレックス学園構想※1」に基づき設置された府立清明高等学校において京都府最初の「通級による指導」を実施、令和2年に開校された府立清新高等学校においても、「通級による指導」を実施しています。

また、各校では校内支援体制の見直しをはじめ、ユニバーサルデザイン授業をベースにした授業づくりや、個に応じた「合理的配慮※2」の提供についても行われてきています。

#### 【授業での合理的配慮の一例】

- ipad等のタブレットの使用
  - 板書の撮影・課題の作成や提出
  - (同時に処理することや、記憶の保持、書くことや整理の困難さに対応)



知っていましたか？

2022年から高校生は、「合理的配慮」について学んでいます

学習指導要領※3は社会の変化やグローバル化など、時代の流れや技術革新に対応するため、およそ10年に一度改訂が行われています。2022年には、高等学校の学習指導要領が改訂となり、英語の5領域の統合的な育成など、様々な改訂がありました。その中でも、**特別支援教育**について着目すると、これまでの「現代社会」が「**公共**」という新設科目に置き換わり、必履修科目となりました。この新科目は「倫理」と併せて、人間としての生き方、在り方に関する中核的指導と明記されています。「**公共**」の学習内容の中には、「**合理的配慮**」について書かれており、令和5年度の高校2年生以降の高校生は、「概念知識の深い理解」に必要なことの一つとなっています。このように、社会の変化に伴い教育も変化しなくてはなりません。それらを踏まえ、今後子ども達を支援するすべての大人が、子ども達が社会にでるまでの間に、正しい合理的配慮の考え方やそれに必要な当事者自身の自己理解やセルフアドボカシーの力を獲得できる支援を、今一度、考え行うことが求められているのではないのでしょうか。



## ※1 京都フレックス学園構想

生徒一人一人を大切に、個性や能力を最大限に伸ばすため、生徒の多様な学習ニーズに柔軟に対応する新しいタイプの教育を推進するという目標をもち、生徒の多様な志望動機や学習経験など、多様なニーズに対応できる柔軟な教育システムをもつ新しいタイプの高等学校をつくる構想のことで。

## ※2 合理的配慮

障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことで。

<文部科学省 HP より抜粋>

「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。

## ※3 学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めています。これを「学習指導要領」といいます。

「学習指導要領」では、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めています。また、これとは別に、学校教育法施行規則で、例えば小・中学校の教科等の年間の標準授業時数等が定められています。各学校では、この「学習指導要領」や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程（カリキュラム）を編成しています。